

加工貿易に係る 2008SNA 勧告への対応の在り方について

1. 第 4 回研究会における議論

- 2008SNA の勧告では、加工貿易について、支出側、生産側のいずれにおいても、加工用の財貨の往来は財貨の輸出入としては記録せず、日本が加工請負国の場合は委託加工サービスの輸出を、日本が加工依頼国の場合は委託加工サービスの輸入を記録することを求めている。
- 第 4 回基準改定研究会（以下、「第 4 回研究会」という。）では、事務局より、本勧告に係る JSNA における対応の在り方として、
 - ① 国際収支マニュアル第 6 版（以下、BPM6 という。）に準拠した国際収支統計（BOP）は、2008SNA の勧告と整合的に、加工用財貨の輸出入を記録せず、委託加工サービスの輸出入を記録。これを用いる支出側 GDP（主要系列表 1 「国内総生産（支出側）」）の財貨・サービスの輸出入では、2008SNA 勧告に対応する
 - ② 生産側（付表 1 「財貨・サービスの供給と需要」、付表 2 「経済活動別の国内総生産・要素所得」等）の推計においては、貿易統計で記録されている加工前や加工後の財貨の取引を品目ごとに輸出入から控除した上で、委託加工サービスを計上する処理において、産出・投入構造を調整する必要があるが、基礎統計の制約から対応が困難であり、2008SNA の勧告への対応は行わない
 - ③ 一方、付表 1 で記録される点から、「加工貿易に係る調整表（仮称）」（以下、調整表という。）を設ける
という案を示した。
- これに対し、第 4 回研究会では主に以下の議論があった。

（生産側での推計可能性の検討）

 - ① 加工貿易について、例えば投入係数表を用い、加工前財貨がどの産業に投入され、産出につながっているかを試算できるかなど、加工統計として対応が可能かについて検討の余地がある。
（調整表の在り方の検討）
 - ② 今後の拡大していく可能性がある加工貿易の規模を示すためにも何らかの調整表の作成は重要である一方、BPM6 準拠の BOP の「委託加工サービス」に記録される加工賃の受払には、貿易統計で捉えている「再輸出入を伴う加工貿易」¹に係る加工賃以外に「再輸出入を伴わない加工貿易」²に係る加工賃の受払も含まれているなど複雑であり、対応は慎重に検討すべき。

¹ 加工を依頼する国（B 国）から、加工を請け負う国（A 国）に加工前財貨が送付され、A 国で加工の後、加工後財貨が B 国に戻されるような取引（加工前と加工後の財貨の往来がある取引）であり、貿易統計ではこれに係る財貨の輸出入を捕捉している。詳しくは参考 1 を参照。

² 脚注 1 の場合と異なり、B 国と A 国の間で加工前、加工後の財貨の往来があるわけではなく、① B 国から加工前財貨が A 国に送付され、A 国で加工された後、加工後財貨が A 国ないし第三国で販売される、あるいは② B 国の居住者が、B 国外で加工前財貨を調達し、A 国で加工の後、加工後財貨が A 国ないし第三国で販売されるといった形態の取引。

2. 生産側での推計可能性の検討 — 一定の仮定の下での試算

加工貿易について、2008SNA の勧告に沿って、JSNA の生産側の推計に反映させるためには、基礎統計において、加工貿易に係る品目別の輸出入の動向等が把握できることが必要である。ここで、基礎統計の状況をみると（参考1）、①「再輸出入を伴う加工貿易」については、貿易統計において通関した加工前、加工後財貨の品目別情報は得られるものの、必ずしも財貨の往来や品目情報が網羅的に捕捉されていない可能性があるほか、加工前財貨と加工後財貨の対応関係が把握できないなどの制約がある。また、②「再輸出入を伴わない加工貿易」については、これに係る加工前、加工後財貨のうち通関しないものの情報は貿易統計では把握されず、BOP では 2008SNA の概念と整合的な輸出入情報は一般の財貨の輸出入に含めて捕捉されているものの品目別の情報が得られないといった制約がある。

このように、基礎統計の制約があるものの、ここでは、比較的利用可能なデータが存在する「再輸出入を伴う加工貿易」の「逆委託加工」³について、一定の大胆な仮定を置いた上で、2008SNA の勧告に沿って加工貿易を生産・投入構造に反映させるとした場合の試算を行った（2011 年を対象に試算）。なお、順委託加工や、再輸出入を伴わない加工貿易については、後述するように、基礎統計の制約が大きく、試算を行うこと自体が困難である。

（1）再輸出入を伴う加工貿易のうち逆委託加工に係る試算

- 2008SNA 勧告等で想定されている逆委託加工の産出等での記録方法の考え方については第4回研究会資料（資料3-2の参考2（2））で示したが、豪州における事例等も精査の上、若干の変更を行った。具体的には、第4回研究会資料では、加工前財貨について、従来記録している輸出をゼロにするとともに、産出額からも控除することとしていたが、修正案では、加工前財貨の産出額は引き続き記録し、需要先としては中間消費に記録することとした（図表1参照）。

（試算の仮定、考え方）

- 逆委託加工用の加工前財貨（素材）の通関上の輸出と、加工後財貨（完成品）の通関上の輸入は「同期間中」に行われる（期をまたいだ取引はない）。
- 「委託加工サービスの輸入＝加工後財貨の通関上の輸入－加工前財貨の通関上の輸出」という関係式が成り立つ。
- 加工後財貨は、輸入として扱わず国内で産出されたものと擬制する。この際、加工後財貨は、これを主産物とする経済活動のみから産出される（副次生産物として加工後財貨が産出されるケースはない）。
- 加工前財貨は、加工後財貨を産出する経済活動の中間投入に計上（その際、加工後財貨を産出する経済活動の財貨別の中間投入係数をもとに経済活動別に加工前財貨の中間投入額を計算）。輸入される委託加工サービスも、加工後財貨を産出する経済活動の中間投入に計上（その際、委託加工サービスを加工後財貨の産出額の比率で、経済活動別に分割）⁴。

³ 自国が加工を請け負う場合を「順委託加工」、自国が加工を依頼し外国が加工を行う場合を「逆委託加工」という。

⁴ また、ここでは産出額や輸入等の調整をした場合でもマージンや総資本形成消費税、輸入税は変わらない

図表1 逆委託加工をJSNA付表1「財貨・サービスの供給と需要」に記録する場合のイメージ

《第4回研究会資料で示した案》

	供給		需要			
	産出	輸入	中間消費	輸出	在庫	他の最終需要
1993SNA						
加工前の財貨（素材）	100			100		
加工後の財貨（完成品）		160		30	10	120
その他の財貨（素材に投入）	20		20			
委託加工サービス	-	-	-	-	-	-
2008SNA						
加工前の財貨（素材）	0			0		
加工後の財貨（完成品）	160	0		30	10	120
その他の財貨（素材に投入）	20		20			
委託加工サービス		60	60			

《修正案（黄色が修正箇所）》

	供給		需要			
	産出	輸入	中間消費	輸出	在庫	他の最終需要
1993SNA						
加工前の財貨（素材）	100			100		
加工後の財貨（完成品）		160		30	10	120
その他の財貨（素材に投入）	20		20			
委託加工サービス	-	-	-	-	-	-
2008SNA						
加工前の財貨（素材）	100		100	0		
加工後の財貨（完成品）	160	0		30	10	120
その他の財貨（素材に投入）	20		20			
委託加工サービス		60	60			

（付表1における試算結果）

＜供給側（一国計）＞

- 加工前財貨の産出額が引き続き計上され、さらに、加工後財貨を国内で産出されたと擬制することから、一国計の産出額は加工後財貨分だけ増加。
- 輸入は加工後財貨分が計上されなくなる一方、委託加工サービス分が計上されることにより、差し引きで加工前財貨分（＝加工後財貨分－委託加工サービス分）減少。
- この結果、総供給は、委託加工サービス分（＝加工後財貨分－（加工後財貨分－委託加工サービス分））増加する。

＜需要側（一国計）＞

- 中間消費は、委託加工サービス分、及び従来輸出に計上されていた加工前財貨分、増加。
- 一方、輸出は、加工前財貨分減少。

としている。

<財貨・サービス別>

- 試算結果は、現行 JSNA 値と比較して、加工前財貨である「繊維」の輸出（減少）や中間消費（増加）が大きく変化する一方、加工後財貨である「衣服・身回品」を含む「その他の製造業」の産出額（増加）、輸入（減少）が変化。

（付表 2 「経済活動別の国内総生産・要素所得」における試算結果）

- 産出額（加工後財貨分が加算）、中間投入（委託加工サービス分と加工前財貨分が加算）が同額だけ増加したことにより、産業計の付加価値率（付加価値／産出額）はわずかに低下。
- 経済活動別でみた場合、加工後財貨を主産物とする「衣服・身回品」等で、付加価値率が相対的に大きく低下。

（留意点）

- 今回の試算では、仮定の一つとして、貿易統計における加工後財貨の産出は当該財貨を主産物とする産業のみで行われる（副次生産物として加工後財貨が産出されるケースはないと見なす）としているが、それ以外の事例として、当該加工後財貨を主産物ではなく、他の産業が副次生産物として産出するというケース⁵も考えられる。しかしながら、基礎資料の制約からどのようなケースが妥当なのかについての検証を行うことは困難であり、前述の仮定を置くことで、経済活動別の計数を歪める可能性がある。
- また、加工前財貨や委託加工サービスの経済活動別の中間投入額の計算の際にも、他に得られる情報がないため前述の仮定を置いているが、これは必ずしも現実を表したものとは限らない（我が国の投入構造と委託先国の投入構造とが相当異なる可能性がある）ことから、結果として経済活動別の計数が歪められる可能性がある。
- 後述のように、基礎統計のデータでは「委託加工サービスの輸入＝加工後財貨の通関上の輸入－加工前財貨の通関上の輸出」の仮定が成り立たない。

（2）再輸出入を伴う加工貿易のうち順委託加工に係る試算を行うに当たっての制約

- 貿易統計における順委託加工に係る情報については、加工後財貨（輸出額）が加工前財貨（輸入額）を下回っており、委託加工サービスをこれらの差額として計算する場合、これがマイナスとなることがあることから、逆委託加工と同様の試算を行うことは困難である（参考 1 参照）。
- また、貿易統計の情報では、逆委託加工と同様に加工前財貨（輸入）と加工後財貨（輸出）の対応付けができないことに加えて、順委託加工の場合には輸出額、輸入額ともにその多くが具体的な品目を特定することができない⁶という制約があり、これも試算を行うことを困難にしている。

⁵ 例えば、卸売・小売業における製造小売（SPA）など。

⁶ 貿易統計の HS コード上、「再輸出入品」と呼ばれるもので、具体的には「軽微な加工のために加工の実施前後で HS コードが変わらないもの」、「加工のために輸出（入）した加工原材料で契約取消等の理由から加工されることなく輸入（出）されたもの」が該当し、具体的な品目を特定することができない（参考 1 も参照）。

(3) 再輸出入を伴わない加工貿易の試算を行うに当たっての制約

- 再輸出入を伴わない加工前、加工後の財貨の輸出や輸入に関する品目別の情報は BOP では得られず、またこれらのうち通関しないものの情報は 貿易統計 でも捕捉されない⁷。よって、「再輸出入を伴わない加工貿易」に係る財貨の輸出入を、付表 1 をはじめとする生産側の推計に反映することには極めて厳しい制約がある。

(4) 小括

以上のように、再輸出入を伴う加工貿易のうち逆委託加工については一定の仮定を置いた試算は可能ではあるものの、仮定の妥当性について留意が必要なことに加え、順委託加工については試算を行うこと自体が極めて困難である。また、再輸出入を伴わない加工貿易については、これに係る財貨の輸出入に関する品目別の情報がないため、やはり生産側での対応は困難である。

このため、JSNA の次回基準改定における、加工貿易に関する 2008SNA 勧告に対する 生産側での対応としては、①再輸出入を伴う加工貿易については、上記 1. で示した第 4 回研究会の事務局方針どおり、現行 JSNA と同様、貿易統計で記録されている加工用財貨の往來を財貨の輸出入として記録するとともに、BOP の委託加工サービスは計上しない、②再輸出入を伴わない加工貿易については、BOP で記録されている委託加工サービスや関連する財貨の輸出入のうち通関しないものは記録せず、通関したものを輸出入として記録する、という現行 JSNA 通りの対応を取らざるを得ない。

3. 調整表の在り方の検討

- 第 4 回研究会で示した「調整表」案のイメージは資料 3-2 参考 3 のとおりであるが、ここでは、①支出側の BOP (BPM6 準拠) から得られる委託加工サービスと、貿易統計から得られる加工用財貨が、純輸出レベルでは一致するという前提、及び②加工貿易以外についても主要系列表 1 と付表 1 では純輸出が一致するとの前提の下、そのイメージを示した。①については、具体的には以下を前提としていた。

逆委託加工： $(BOP) \text{ 委託加工サービスの輸入} = (\text{貿易統計}) \text{ 加工後財貨輸入} - \text{加工前財貨輸出}$

順委託加工： $(BOP) \text{ 委託加工サービスの輸出} = (\text{貿易統計}) \text{ 加工後財貨輸出} - \text{加工前財貨輸入}$

- しかし、①の前提については、実際には以下の理由から成り立たない。
 - (1) 貿易統計で得られる加工前、加工後の財貨の輸出入は (調整表における控除額) は、「再輸出入を伴う加工貿易」のみを対象にしている一方、BOP で得られる委託加工サービスの輸出入 (調整表における加算額) には、「再輸出入を伴う加工貿易」のみならず「再輸出入を伴わない加工貿易」をも対象とするため、後者の方が前者よりもカバレッジが広い。
 - (2) また、対象としては共通している「再輸出入を伴う加工貿易」についても、貿易統計と BOP では捕捉方法が異なる等の種々の理由から、両者の計数は一致しない。
- また、②の前提についても、主要系列表 1 と付表 1 の純輸出の間には上記以外にも実際には乖離がある。第 7 回研究会で示したように、両者の乖離については、次回基準改定においては各

⁷ 一部、財貨を他国に送付した上で、委託加工サービスを受けた場合には、加工前財貨の輸出の品目については貿易統計でも把握できるものの、これはあくまで「加工前財貨」であり、「加工後財貨」としてどの品目が対応するのかの情報はやはり得られない。

種の調整を行うことで、これを可能な限り縮小させる方針であるが、基礎資料の制約から乖離をゼロにすることは困難である。

- 以上の理由から、第4回研究会で示した調整表の案は、必ずしも付表1と主要系列表1の輸出入とを完全に対応付けるものとはなっていないことに留意が必要であり、調整表に代わる代替的な情報提供を検討することが必要。

4. 上記を踏まえた対応方針

- 2008SNAの加工貿易に係る勧告に対しては、①支出側GDPの財貨・サービスの輸出入においては対応する一方で、②生産側推計への反映という点については、2. で述べたように基礎統計の制約が大きいことから、次回基準改定においては対応を見送ることが適当と考えられる。ただし、現在国連欧州経済委員会で取りまとめ中の「グローバル生産に関するガイド」（加工貿易等に関する国民経済計算上の記録に関する実務的指針等を含む）や、現時点では2008SNAへの対応を見送っている諸外国（米国、カナダ）の検討状況等も踏まえつつ、今後の中長期的な課題として検討を継続する。
- 一方、次回基準改定においては、第4回研究会で示した「調整表」の考え方について、上記3. を踏まえ、(1)支出側の財貨・サービスの輸出・輸入との間の対応関係の整理を行うという観点と、(2)加工貿易の規模を示すという観点の双方から修正することとし、例えば付表1の欄外の参考情報として、図表2のイメージの「主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係」を示すことを検討する。具体的には、同参考情報においては、付表1と主要系列表1に記録されている加工貿易に係る計数とともに、両者の輸出入の間のその他の概念差等を示すことを検討する（ただし、貿易統計上の加工貿易に係る過去の計数が利用可能かには留意が必要）。

図表2 「主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係」のイメージ

付表1 財貨・サービスの供給と需要	供給			需要 (購入者価格表示)	
	産出額 (生産者価格)	輸 入		総供給 (需要計)	輸 出 (F.O.B価格)
		C.I.F.価格	輸 入 輸入品に課さ れる税・関税		
1. 産 業 ・・・					
2. 政府サービス生産者					
3. 対家計民間非営利サービス生産者					
・・・					
合 計		64,500			71,000

(参考) 主要系列表1の財貨・サービスの輸出入との関係

	輸 入	輸 出	輸 出 - 輸 入
付表1 (再掲) (A)	64,500	71,000	6,500
順委託加工契約及び逆委託加工契約に基づく 加工前及び加工後の財貨 (控除) (B)	1,000	500	-500
加工サービス (C)	500	100	-400
居住者家計の海外での直接購入 (D)	900		-900
非居住者家計の国内での直接購入(E)		1,000	1,000
その他 (F)	100	400	300
小計 (G)=(C)-(B)+(D)+(E)+(F)	500	1,000	500
主要系列表1 (H)=(A)+(G)	65,000	72,000	7,000

← 貿易統計から得られる加工用財貨の輸出入
← 国際収支統計から得られる委託加工サービス
← その他と付1の輸出入の乖離分
(第7回研究会資料で示した対応方針に従って修正した後でもなお残る乖離分)

両者の輸出-輸入
は一致せず

(備考) 付表1の合計 (赤枠) は、第7回研究会資料で示した対応方針に従って修正した後の輸出入の計数を計上する。

参考 1 貿易統計で得られる加工貿易に係る情報

(得られる情報)

- 輸出入申告書において、「貿易形態別符号」の「第 3 符号」の欄に、
「1」：順委託加工契約に基づく輸出及び輸入⁸
「2」：逆委託加工契約に基づく輸出及び輸入⁹
の付された輸出入額（HS コードに基づいた財貨別データ）。
- 加工貿易のうち、加工依頼国（B 国）と加工請負国（A 国）の間で加工用財貨が行き来する加工貿易形態（再輸出入を伴う加工貿易）についての輸出入額のみが把握できる。

(制約)

- 通関申告の制度上、貿易形態が異なる貨物を一申告で処理する場合は、「貿易形態別符号」については、取扱金額の最も大きい貨物の符号を記載することになっている等の理由で必ずしも加工用財貨の取引を網羅的に記録できているわけではない¹⁰。これを背景として、順委託加工において加工前財貨の輸入金額が加工後財貨の輸出金額を上回ることがある。
- HS コード上、具体的な品目情報が把握できない分類¹¹の輸出入額の割合が大きい(特に順委託加工)。
- データは当該期間に委託加工用として通関を行き来した財貨の情報が把握されているのみで、期間をまたぐ取引の状況が分からないほか、加工前財貨と加工後財貨が対応付けされていない。

⁸ 順委託加工契約に基づいて輸出及び輸入（外国から原材料の提供を受けて本邦において加工を委託され、かつ、加工後委託者又はその指示する荷受人に対して製品を輸出する契約に基づく当該原材料の輸入及び当該加工後の製品の輸出）される貨物。

⁹ 逆委託加工契約に基づいて輸出及び輸入（本邦から原材料を提供し、外国での加工を委託し、かつ、加工後委託者又はその指示する荷受人が製品を輸入する契約に基づく当該原材料の輸出及び当該加工後の製品の輸入）される貨物。

¹⁰ 下記の通達を参照。

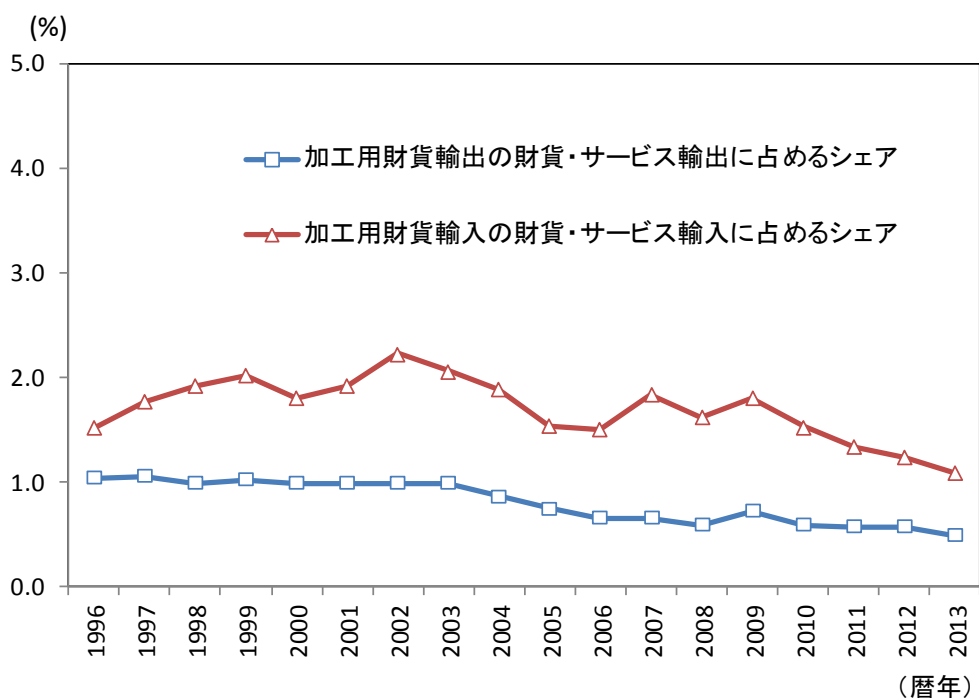
外国貿易等に関する統計基本通達 25-3 （貿易形態別符号）なお書き

「一葉の資料で貿易形態が 2 以上にわたる場合は、取扱金額の最も大きい貨物の貿易形態別符号を記載させる。」

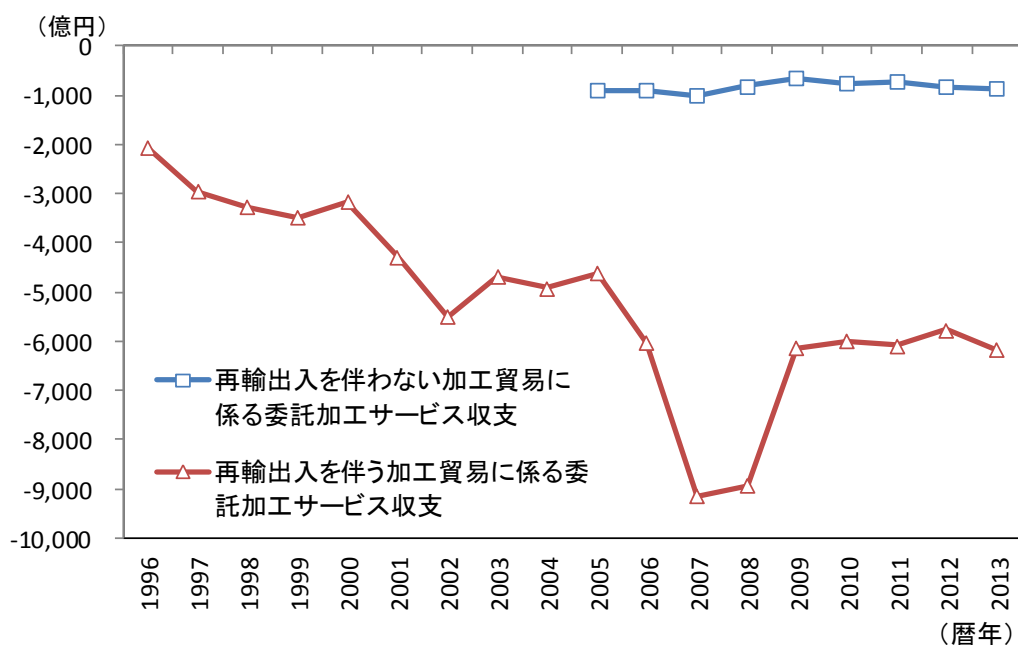
¹¹ 貿易統計の HS コード上は「再輸出入品」と呼ばれる。具体的には、「加工のために輸出（入）した加工原材料で契約取り消し等の理由から加工されることなく輸入（輸出）したもの」及び「軽微な加工のために加工の実施前後で財貨の HS コードが変わらないもの」が該当する。

参考2 加工貿易に係る計数

(1) BPM5 準拠の BOP における加工用財貨の輸出と輸入 (JSNA の財貨・サービスの輸出、輸入に占めるシェア)



(2) BPM6 準拠の BOP における委託加工サービス収支 (輸出－輸入)



(備考)

「国際収支統計」より内閣府作成。(2)において「再輸出入を伴わない加工貿易に係る委託加工サービス収支」は、BPM6 準拠の BOP の委託加工サービス収支から、BPM5 準拠の BOP における加工用財貨の輸出－輸入を控除することで求めている (なお、再輸出入を伴わない加工貿易に係る委託加工サービスは 2005 年より計上されている)。また、「再輸出入を伴う加工貿易に係る委託加工サービス収支」は、BPM5 準拠の BOP における加工用財貨の輸出－輸入に等しい。